

税制改革に関連する 今後のスケジュール

税制改革に関連する今後のスケジュール

未定稿

	16(2004)年度	17(2005)年度	18(2006)年度	19(2007)年度	20(2008)年度	21(2009)年度
与党税制改正大綱(15.12.17)						
・基礎年金国庫負担割合		安定した税財源を確保し、段階的に引上げ (17年度及び18年度)				
・税源移譲		所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現(18年度までに)				
・税制改革		○わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減・廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直し(17年度及び18年度) ○これにより、17年度以降の基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げに必要な安定した財源を確保。	年金、医療、介護等の社会保障給付金根に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的改革の実現(19年度を目途)	安定した税財源を確保し、1/2に引上げ(21年度までに)		
「基本方針2004」(16.6.4)		○全体像を秋までに明らかにし、年内に決定 ○全体像には、 ・国庫補助負担金改革の工程表 ・税源移譲の内容 ・交付税改革の方向 を一体的に盛り込む ○税源移譲は、概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討。 ○税源移譲については、18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施。 その際、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討。あわせて国・地方を通じた個人所得課税を抜本的に見直し。	実施 (18年度までに)			
・社会保障制度全般の一体的見直し		中期的な観点から、社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等について、論点整理(16年中)	結論 (重点強化期間内(18年度未まで)を目途)			
・基礎的財政収支の黒字化 (2010年代初頭)		○歳出改革路線を堅持し、18年度までの政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)が14年度の水準を上回らない程度とすることを目指す ○18年度までに、国・地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な歳出水準を見極め、また経済・財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断	歳出改革路線を堅持し、18年度までの政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)が14年度の水準を上回らない程度とすることを目指す ○18年度までに、国・地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な歳出水準を見極め、また経済・財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断			
・税制改革		経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、与党大綱も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内(18年度未まで)を目途に結論				

平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 15 年 12 月

税制調査会

一 基本的考え方

5. 「あるべき税制」の具体化に向けて

わが国経済社会はかつてない速さで少子・高齢化しており、人口は 2006 年をピークに減少に転じようとしている。また、急速にグローバル化が進み、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せている。こうした中、将来、公平で活力ある経済社会を実現するため、個人所得課税の基幹税としての機能を回復するとともに、消費税の役割を相対的に高めていかなねばならない。急速な構造変化に直面しているわが国経済社会の実態を的確に把握した上で、社会共通の費用を広く公平に分ち合うための「あるべき税制」の具体化について、国民的議論をより一層深める必要がある。個人所得課税の諸控除や税率構造のあり方、消費税率が欧州諸国並みの二桁に引き上げられた場合の軽減税率の採用の是非や仕入税額控除制度のあり方といった諸課題について、国民に選択肢を示しつつ、具体的に検討を進めていくべきである。

「あるべき税制」に向けての抜本的改革は、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方のいわゆる三位一体の改革と整合性をとって行う必要があり、2010 年代初頭のプライマリーバランス黒字化に取り組む上でも避けて通れない課題である。将来のわが国社会の基礎となる税制、社会保障、行財政のあるべき全体像を整合的に示し、国民の間に広がる閉塞感を打破し、公平で活力ある経済社会の構築を目指していかなければならない。

当調査会としては、このような観点から、わが国経済社会の現状と将来を見据えつつ、「あるべき税制」の具体化に向けた審議を進めている。

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に2分の1に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成18年度までに、約4兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成16年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成16年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成16年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

〔平成 16 年 6 月 4 日
閣 議 決 定〕

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(3) 地域の真の自立

(三位一体の改革)

- ・「基本方針 2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成 15 年 12 月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像を平成 16 年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね 3 兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に
対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ
検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直し

と歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。

- ・ 財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・ 地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。

2. 「官の改革」の強化

(4) 包括的かつ抜本的な税制改革

- ・ 経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成 16 年度与党税制改正大綱」(平成 15 年 12 月 17 日)も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。

- ・ 産業の競争力強化のための研究開発、設備投資減税の集中・重点化の効果を検証し、引き続き、今後の法人課税の在り方を税制改革の中で検討する。
- ・ 貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指し、平成 16 年度中に検討を行う。併せて、納税者番号制度をはじめ納税環境整備を進める。

5. 「持続的な安全・安心」の確立

(1) 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

- ・ 社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成 16 年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。

- ・国民の利便性向上、事業効率化に向けて、保険料の徴収体制及び社会保険庁の在り方を見直す。
- ・社会保障制度を国民にとって分かりやすいものとするとともに、個々人に対する給付と負担についての情報開示・情報提供を徹底する。

(年金制度改革)

- ・制度に対する信頼を確保できるよう、国民一人一人の立場に立った運営を目指し、その見直しを進める。また、前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。

第3部 経済財政運営と平成17年度予算の在り方

1. 経済財政運営の考え方

(2) 中期的な経済財政運営の在り方

- ・本基本方針の施策を着実に実行し、重点強化期間において、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤の重点強化を図る。
- ・歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成18年度(2006年度)までの政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)が平成14年度(2002年度)の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、平成18年度(2006年度)までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。
- ・さらに、平成19年度(2007年度)以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

官房長官記者発表

(抄)

平成16年9月3日(金) 午前

○ 閣議の概要について

(前略)

なお、閣議後の閣僚懇談会において、

まず、小泉総理から「三位一体の改革について、政府一丸となって、11月半ばを目途に全体像の取りまとめに当たってもらいたい。その際、地方からの改革案を真摯に受け止め、関係各大臣は、改革案の実現に向けて率先して、責任を持って、全力で取り組み、平成17年度予算に最大限、活かしてもらいたい」旨、指示があり、私(官房長官)から「三位一体の改革に関する大臣会合の第1回目を、9月7日に開催する。

また、関係各大臣及び地方6団体の長に出席いただき、国と地方の協議の場を設け、その第1回会合を9月14日に開催する」旨、申し上げました。

(後略)